

## 平成21年度「全国青少年健全育成強調月間」実施要綱

平成 21 年 10 月 19 日  
内閣府特命担当大臣決定

### 1 趣 旨

近年、我が国では、急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下、フリーターやニートと呼ばれる若者の数が高水準で推移するなど若者の社会的自立の遅れが深刻化している。

また、少年による重大な事件、いじめの問題、児童虐待や子どもが被害者となる事件等の相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害な情報の氾濫も懸念されている。

このような状況の下、政府は、青少年育成施策の一層の推進を図るため、昨年 12 月に新しい「青少年育成施策大綱」を策定した。

さらに、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニートなど困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年法律第 71 号）が本年 7 月に成立したところであり、今後、公布の日（平成 21 年 7 月 8 日）から 1 年以内の政令で定める日から施行することとされている。

青少年を健全に育成するためには、新しい「青少年育成施策大綱」等に基づき、関連施策を着実に推進する必要がある。特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する青少年の健全な育成への取組が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要である。

このため、11 月を「全国青少年健全育成強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に青少年健全育成のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の青少年健全育成に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

### 2 期 間

平成21年11月1日（日）から30日（月）までの1か月間

### 3 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、青少年関係諸団体

## 4 取り組むべき課題

### (1) 重点事項

#### ア 青少年の社会的自立支援の促進

青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、以下の取組を推進する。

青少年の社会的自立に関連する教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関においては、関係機関の連携により、支援を必要とする青少年個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行えるよう、地域における若者支援の体制づくり等の取組を推進する。

同時に、「子ども・若者育成支援推進法」の施行に向け、地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備や、様々な困難を抱える子ども・若者に対する支援の核となる子ども・若者支援地域協議会の設置に必要な準備を進める。

青少年が、同世代や異世代との多様な人間関係を体験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等をはぐくむことができるよう、地域等での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年及び地域住民の参加の促進を図る。

また、企業においては、仕事を持つ親がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域活動への参加を積極的に評価し、その促進に向けて配慮する。

キャリア教育等の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化及び社会全体の共通理解の確立・促進を図る。

青少年が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚をはぐくむため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

#### イ 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、青少年の生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

青少年が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむため、「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、青少年やその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。

また、食事の正しいマナーを守ろうとする意識の涵養に努める。

テレビ、ゲームなどメディア等との過剰な接触時間を見直し（ノーテレビ・ノーゲームデーなど）、家族との直接的コミュニケーション時間を増やすほか、「早寝早起き朝ごはん」運動など青少年が家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を推進する。

保護者が家庭の重要性を認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができるよう情報の提供、広報啓発活動の充実に努める。

親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となって家庭の子育てを支援する活動を進める。

#### ウ 児童虐待の予防と対応

月間が「児童虐待防止推進月間」（主唱：厚生労働省及び内閣府）と時期を一にして実施されることを踏まえ、地域ぐるみで実効性のある児童虐待防止への取組を図る。

国民一人一人が児童虐待問題への理解を一層深め、その未然防止や早期発見などの取組が社会全体で進められるよう広報・啓発活動を実施する。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置促進及び機能強化を図るとともに、児童相談所の体制強化及び児童家庭支援センターの整備等を図り、地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築する。また、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の更なる推進を図る。

被害を受けた青少年の保護に当たっては、その精神的ダメージを軽減し、早期回復を図るため、カウンセリングの実施や関係者への助言指導等の支援を推進するとともに、相談・治療のための専門家や医療施設等の周知に努める。

## エ 青少年を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

子どもの安全確保のための取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、地域社会が一体となった取組を推進する。

### (ア) 子どもの安全確保の取組

学校等の関係機関や青少年育成に係る各種団体等が連携して行う防犯活動、子どもの安全確保のための取組を推進する。

遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子どもの周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して、けが等の未然防止に努める。

安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子どもの安全確保のための対策を推進する。

### (イ) 有害環境への適切な対応

本年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進、フィルタリングの性能向上及び普及促進、民間団体等の取組への支援等の関連施策を着実に推進する。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号。いわゆる「出会い系サイト規制法」）を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売、貸出しをしないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、カラオケボックス等の事業者に対し

て、青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶の営業実態や危険性について、青少年や保護者に対し周知啓発を行うとともに、事業者に対して青少年の立入制限等の措置を要請する。

更には、酒類やたばこを入手しやすい環境の改善について、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を促進する。

学校における薬物乱用防止教室のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図る。

特に、青少年への広がり懸念される大麻については、その有害性や危険性に関する指導を充実するとともに、広報啓発活動を一層積極的に推進する。

#### (ウ) いじめの未然防止と早期対応

家庭、学校、地域社会、関係諸機関が一体となって啓発活動を推進し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための機運を醸成する。

学校及び各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備するとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みを整備する。

保護者、PTAを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などをはぐくむための体験活動等の充実を図る。

### (2) その他

#### ア 児童の権利に関する条約に係る広報啓発活動の推進

青少年健全育成の取組が「児童の権利に関する条約」に示されている児童の人権の尊重及び擁護の促進の観点を踏まえ、適切に推進されるよう、同条約に係る広報啓発活動を推進し、正しい知識の普及を図る。

#### イ 地域活動に対する顕彰等

社会貢献活動を行った青少年や青少年健全育成に貢献し顕著な功績のあった個人・団体に対する表彰の実施及び当該表彰に係る広報等を通じ、青少年の健全育成に関する活動の一層の推進を図る。

## 5 実施事項

内閣府は、月間中に青少年健全育成に対する意識が広く国民の間で醸成されるよう、関係機関に対し、次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動の展開に当たっては、地域の青少年育成団体等のネットワークを活用し、青少年の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

### (1) 広報啓発活動

ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布

広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載

懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出

街頭キャンペーン活動の実施

**(2) 各種行事等の開催**

大会、シンポジウム等の開催

研修会、講習会の開催

青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施

ボランティア活動、体験教室等青少年の社会参加活動の実施

**(3) 顕彰等の実施**

社会貢献青少年・青少年育成功労者・団体等に対する表彰

絵画、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰及び作品等の展示

**6 関係機関における取組状況の把握及び公表**

内閣府は、関係機関における月間中の取組状況について調査し、その結果を取りまとめ、公表する。